気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設に係る協定書（案）

○○（以下「甲」という。）と日進市（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設について、熱中症による人の健康に係る被害の発生の防止が図られるよう、指定暑熱避難施設の指定及び運営に当たり必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この協定で使用する用語の定義は、気候変動適応法の用語の定義によるものとする。

（協定の目的となる指定暑熱避難施設）

第３条　この協定の目的となる指定暑熱避難施設（以下「対象施設」という。）は、次に掲げるとおりとする。

（１）名称

○○○

（２）所在地

日進市○○○

（供用部分）

第４条　対象施設において、住民その他の者の滞在の用に供する部分（以下「供用部分」という。）は別図のとおりとする。

（開放可能日等）

第５条　対象施設の開放可能日等、開放により受け入れることが可能であると見込まれる人数は、次に掲げるとおりとする。

（１）開放する曜日

○曜日～△曜日

（２）開放する時間帯

午前○時～午後△時

（３）開放により受け入れることが可能であると見込まれる人数

○人

（施設の管理）

第６条　甲は、気候変動適応法及び気候変動適応法施行規則に定める指定暑熱避難施

設の基準に適合するように、対象施設の供用部分を適切に維持管理するものとする。

２　乙は、対象施設の供用部分について、指定暑熱避難施設として住民その他の者の滞在に支障が生ずるおそれがあると認めるときは、甲に対し、改善を申し入れることができる。

（熱中症特別警戒情報の発表時の対応）

第７条　甲は、愛知県を対象とする熱中症特別警戒情報が発表されたときは、当該情報の発表期間中、第５条に定める開放可能日等において、対象施設のうち第４条に定める供用部分を一般に開放するものとする。

２　前項による対象施設の開放中における住民その他の者の滞在に係る対応は、甲においてこれを行うものとし、必要に応じ乙に協力を求めることができる。

（熱中症特別警戒情報の発表時以外の対応）

第８条　甲は、熱中症特別警戒アラートの発表の有無にかかわらず、夏の期間におい

て、市民が熱中症により体調不良を感じた場合や予防のために休憩を求める場合は、ひと休みできる休憩所の提供に可能な範囲で協力する。

（変更の協議）

第９条　甲は、対象施設の営業時間の変更や増改築等に伴い本協定の内容に変更が生じる場合は、あらかじめ乙へ通知するものとする。

（協定の有効期間）

第１０条　この協定の有効期間は、令和○年○月○日から令和○年○月○日までとする。ただし、当該期間の満了の１月前までに、甲又は乙のいずれからも協定の更新をしない旨の申出がなかった場合には、協定は、引き続き同一の条件で１年間更新されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第１１条　本協定について疑義が生じたとき又は本協定に定めがない事項について取

扱いを定める必要があるときは、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、協定書２通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、各自１通を保有するものとする。

　　令和○年○月○日

甲　　日進市○○○

　　　　　　　　　　　　　　　　○○○株式会社

代表取締役○○○

乙　　日進市蟹甲町池下２６８番地

　　　　日進市

日進市長　近藤　裕貴